

時価純資産価額及び簿価純資産価額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十四(二)付表 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

時価純資産価額及び簿価純資産価額の算定の対象となる法人名	1		(1)の法人の特定資本関係事業年度の前事業年度又は前連結事業年度	5	・ ・
特定資産譲渡等損失額の特例に係る特定引継資産又は特定保有資産の別	2	特定引継資産・特定保有資産	(5)の特定資本関係事業年度の前事業年度又は前連結事業年度終了の時点における時価純資産価額(20の①-33の①)	6	円
特定適格合併等の日	3	・	(5)の特定資本関係事業年度の前事業年度又は前連結事業年度終了の時点における簿価純資産価額(20の②-33の②)	7	
特定資本関係発生日	4	・			

特定資本関係事業年度の前事業年度又は前連結事業年度終了の時点における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資 産			負 債		
名 称 等	時 価	帳 簿 価 額	名 称 等	時 価	帳 簿 価 額
	①	②		①	②
	円	円		円	円
8			21		
9			22		
10			23		
11			24		
12			25		
13			26		
14			27		
15			28		
16			29		
17			30		
18			31		
19			32		
計	20		計	33	

別表十四(二) 附表の記載の仕方

この表は、法人が令第123条の9（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（令第123条の9の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に、令第

123条の9第1項第1号に規定する時価純資産価額及び同号に規定する簿価純資産価額の算定の対象となる法人ごとに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。